

第1回 国保運営協議会	資料6
令和4年8月1日（月）	

令和5年度 深谷市国民健康保険税の改正及び 課税限度額の改正について (案)



深谷市保険年金課

1 深谷市国民健康保険税の改正について

令和2年12月に県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」を踏まえ、令和9年度に予定されている県内保険税水準の統一に向け、急激な負担増に配慮しながら、計画的に保険税率等を見直していきます。

令和5年度の保険税率等（案）については、次のとおりです。

【保険税率等の改正（案）】

区分		標準	現行①	改正後②	差（②－①）
医療	所得割	6.73%	6.3%	6.4%	0.1%
	資産割	廃止	35.0%	27.0%	▲8.0%
	均等割	41,056円	12,000円	19,000円	7,000円
	平等割	廃止	17,000円	13,000円	▲4,000円
支援	所得割	2.4%	2.7%	2.6%	▲0.1%
	均等割	14,175円	9,000円	10,300円	1,300円
介護	所得割	2.6%	1.2%	1.6%	0.4%
	均等割	18,886円	9,000円	11,500円	2,500円
合計	所得割	11.73%	10.2%	10.6%	0.4%
	資産割	廃止	35.0%	27.0%	▲8.0%
	均等割	74,117円	30,000円	40,800円	10,800円
	平等割	廃止	17,000円	13,000円	▲4,000円

参考【応能応益割合】

区分	標準	現行①	改正後②	差（②－①）
応能割	53.0%	71.0%	65.4%	△5.6%
応益割	47.0%	29.0%	34.6%	5.6%

参考【保険税率等の改正に伴う影響】

区分	影響
調 定 額	約1億1,700万円の増
増額となる世帯	約1万7,000世帯
	約80%の世帯

2 深谷市国民健康保険税の課税限度額の改正について

課税限度額を令和4年度税制改正で改正された法定限度額とします。今回、税制改正から1年遅れとなりますが、「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」や税制改正の趣旨に則り「課税限度額の改正」を行うものです。

【課税限度額の改正】

区分	現行①	改正後②	差（②－①）
医療給付費分	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	20万円	1万円
介護納付金分	17万円	17万円	-
合 計	99万円	102万円	3万円

参考【課税限度額の改正に伴う影響】

区分	影響
調 定 額	約913万円の増
適 用 世 帯	医療：265世帯（△15世帯） 支援：354世帯（△41世帯）